

筑紫野市 地域クラブ  
安全管理マニュアル

令和8年4月

筑紫野市部活動地域展開実行委員会

# 1 活動をする前に

## (1) 緊急時の連絡先の把握

- ・クラブに参加する生徒の病気やけが等の緊急事態が発生した場合、速やかに保護者に連絡することができるように、参加する生徒の緊急連絡先を把握し、適切に管理をする。
- ・急な災害や指導者自身などが病気やけがをしたような場合に備え、関係者、関係機関の緊急連絡先との連絡を可能にしておく。

## (2) 生徒の健康状態の把握

- ・地域クラブ指導者と各校コーディネーター（事務局）は、生徒の健康状況やアレルギー等で、特に配慮を必要とすることがあるか保護者等に情報提供を求め、確認をしておく。
- ・活動当日の生徒の健康状況の確認に努める。（目視、聞き取り等）
- ・特別な支援を必要とする生徒には、どのような場面でどのような支援が必要なのか具体的に検討し、地域クラブ指導者と各校コーディネーター（事務局）間で共通理解をしておく。

## (3) 個人情報の管理

- ・緊急連絡先や生徒の健康状態等は、個人情報になるので、目的以外に使用することがないように、適切に取り扱う。また、関係者での共有については、保護者の承諾を取っておく。

## (4) 会場の管理

- ・AEDの場所を確認し、必要なときにはいつでも使用できるようにしておく。
- ・火事等の災害が起こったときには、想定される災害に応じた避難経路や対応の仕方について指導者と生徒で共有しておく。

## (5) 応急手当用品の準備

- ・救急箱等の応急手当用品は各校コーディネーターで準備をし、すぐに使用できるように整備をしておく。

## (6) その他

- ・気象情報によって、当日の天候状況の把握に努め、生徒が安全に活動できるように適切な対策を講じる。

## 2 活動中にこんなことが起こったら

### (1) けがや病気になったときの対応

#### ①初期対応

- ・病気やけがが発生した場合には、地域クラブ指導者と各校コーディネーターが、必要に応じて応急手当を実施すると同時に、手当てにあたる者以外のスタッフが、他の生徒を落ち着かせ、適切に対応する。応急手当は、安静な状態を保つことや、傷口の消毒、止血、患部の冷却等にとどめ、それ以上の対応が必要な場合は、速やかに保護者に連絡をして、受診を勧める。
- ・首から上及び脊椎負傷の場合は特に注意をする。開眼できない、話すことができない、意識不明等の場合は、安静を第一にし、移動は避ける。(p 4 参照)
- ・緊急を要すると判断した場合は、直ちに心肺蘇生法等の応急手当を始めるとともに、躊躇なく「119 番」に通報し、救急車を要請する。
- ・必ず発生時刻、発生状況、状況の変化などを記録しておき、医師や救急隊員等に説明できるようにする。

#### ②軽度の場合

- ・擦り傷など活動に支障がない場合は経過観察の上、練習終了後、必要に応じて保護者へ連絡をする。保護者に家庭での経過観察をお願いするとともに、保護者に経過の確認をする。その後必要に応じて地域クラブ指導者もしくは各校コーディネーターが状況確認の連絡をする。
- ・意識はあるが痛みが続く場合は、練習中でも地域クラブ指導者か各校コーディネーターが保護者へ連絡をし、医療機関への受診を勧める。受診した場合の結果についても連絡をした者が確認をする。

#### ③重度の場合

- ・意識がない、出血が止まらない等の場合は、救急車を要請し、保護者連絡をする。救急車へ同乗、他の生徒への対応を分担する。
- ・意識不明の場合は、気道確保、人工呼吸、心肺蘇生法を必要に応じて行うとともに、AEDを活用する。

#### ④救急車の必要性

- ・「意識がなくもうろうとしている(意識障害)」「けいれんが止まらない、けいれんが止まっても意識が戻らない」「異物を飲み込んで意識がない」「じんましんなど、食物や虫刺され等によるアレルギーの可能性」「広範囲のやけどを負

った」「交通事故にあった」等のときは、すぐに救急車を呼ぶ。特に首より上のけがの場合は救急車を要請するなど、必ず医師の診断を受ける。

#### ⑤その他

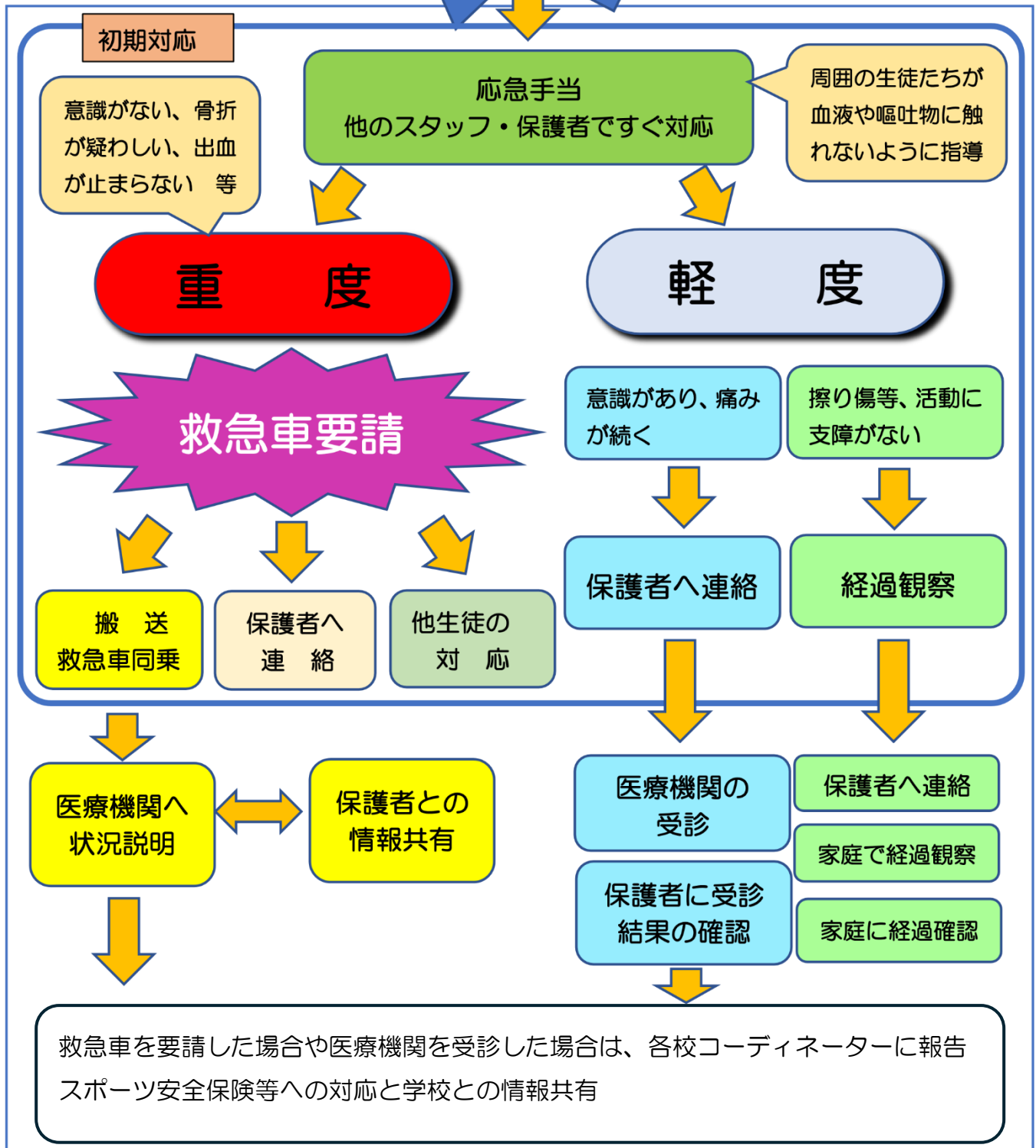
- ・救急車を要請した場合や、大きなけが・事故が起きた場合は、各校コーディネーター（事務局）へ直ちに報告する。
- ・受診をした場合、統括コーディネーター（事務局）がスポーツ保険の手続きを行う。
- ・けがや事故が起きた場合は、クラブの指導者は各校コーディネーターと連携し当該生徒の所属する学校及び保護者へ報告をする。
- ・生徒間でのトラブルでのけがについては、スポーツ安全保険内での保障について対応する。
- ・校外での練習や試合でけが・事故が起きた場合、地域クラブ指導者は上記内容で対応し、各校コーディネーターへ連絡をする。

#### (2) 施設備品の破損が生じた際の対応

- ・地域クラブ活動中に学校備品等を破損等した場合は、事務局で加入するスポーツ安全保険にて対応する。備品等の破損事故が発生した場合、地域クラブ指導者は速やかに各校コーディネーターに報告し、各校コーディネーターは事務局に速やかに報告するものとする。

# けが・病気になった時の対応

## けが・急病の発生



【参照資料】 頭頸部のけがの対応（文部科学省作成資料引用）

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン ー 解説編

頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



《参考資料》

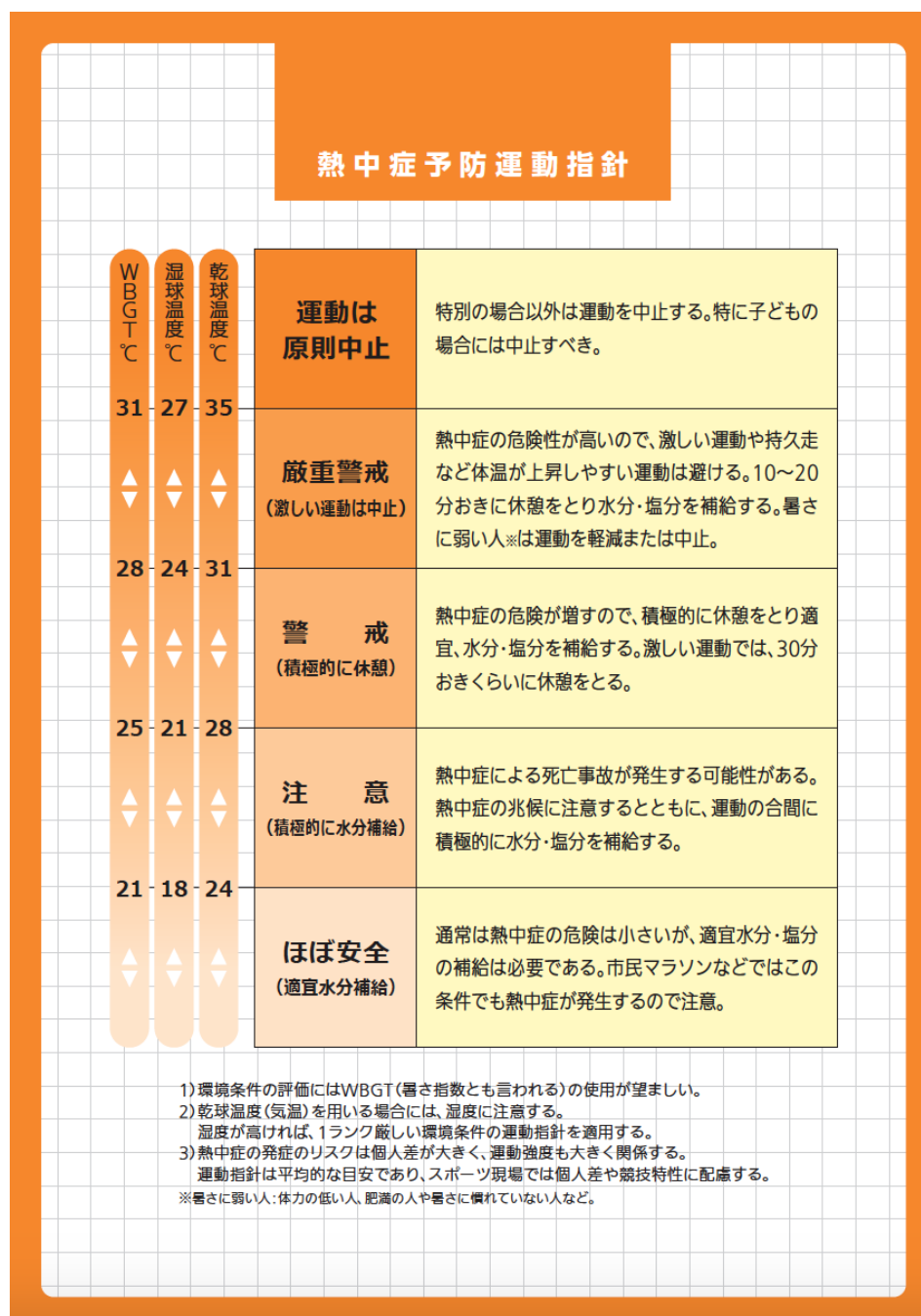
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会 「（抜粋版）学校災害事故防止に関する調査研究、体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」（平成25年3月）  
[https://www.jpn-sport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyohou/pdf/toukeibu/toukebu\\_bassui.pdf](https://www.jpn-sport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyohou/pdf/toukeibu/toukebu_bassui.pdf)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター 令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）  
[https://www.jpn-sport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx](https://www.jpn-sport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx)

## (2) 熱中症予防及び対応

### ①熱中症予防運動指数

熱中症予防のための運動指針を参考に、学校に設置している暑さ指数計による数値（WBGT値）、生徒個々の体調等を踏まえ、活動時間帯、活動量等に十分に配慮をする。熱中症の危険性が高いと判断したときは、地域クラブ指導者や各校コーディネーターの判断で活動を中止する。

### 熱中症予防運動指針（日本スポーツ協会（JSPO）作成資料引用）



②熱中症への対応（文部科学省作成資料引用）

熱中症の応急処置フロー（例）

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



### (3) 落雷事故防止

#### ①雷に対する基礎知識

- ・雷は積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳などの場所を選ばず落ちる。また、周囲より高いものに落ちやすいという特徴がある。
- ・グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、約8割の人が命を落とすと言われている。また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移ることがある（側撃雷）。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどが側撃雷によるものである。
- ・遠くで雷の音がしたら既に危険な状況であり、いつ落雷してもおかしくはない。
- ・厚い黒雲が近づいてきた際には、雷雲の接近を意識する必要があること。
- ・雷鳴はかすかでも危険信号であり、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所に避難すること。
- ・人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けたりしていても、落雷を阻止する効果はないこと。

#### ②落雷に対する対応

- ・落雷、突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、絶えず雷鳴や空模様に注意する。
- ・「雷注意報」発令の有無にかかわらず、雷光や雷鳴があったり、雷雲が近づく様子があったりする場合は、直ちに活動を中断する。
- ・雷鳴が遠くかすかに聞こえる場合も、落雷の危険性があるので、ためらうことなく活動を中断する。
- ・鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、列車の内部など、比較的安全な場所へ速やかに避難する。テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1 m以上離れればさらに安全なので留意する。
- ・近くに避難する場所がない場合は、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面を可能な限り少なくする。
- ・自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。

#### (4) 災害の発生時の対応

##### ①警報発令時

- ・各種警報、特別警報が発令された場合は、地域クラブ活動は中止する。
- ・活動中に各種警報、特別警報が発令された場合は、地域クラブ指導者および各校コーディネーターが保護者へ連絡し、責任をもって引き渡す。全員の引き渡しを終了したのち、事務局（統括コーディネーター）へ報告。

##### ②火災発生

- ・火災の程度、火元を確認する。
- ・生徒を落ち着かせ、安全確保に努め、避難誘導をする。避難の際は、身を低くし、ハンカチを鼻、口に当て、落ち着いた行動をするように促す。「おはしも」お・・押さないは・・走らないし・・しゃべらないも・・もどらない
- ・人数確認をするとともに、生徒の状況を把握する（けが人の有無等）
- ・保護者に迎えを要請し、生徒を保護者に引き渡す。

##### ③地震発生時

- ・安全を確保し、揺れが収まるのを待つ。
- ・出口の確保、火元の確認をし、生徒を落ち着かせる。
- ・避難誘導をし、人数確認をするとともに、生徒の状況を把握する（けが人の有無等）
- ・情報の入手に努め、状況を把握する。地震が収まり、活動場所周辺の安全が確認されたら、活動を再開する。
- ・震度5弱以上の場合は、保護者に迎えを要請し、生徒を保護者に引き渡す。

#### (5) 不審者が侵入した時の対応

- ・生徒の安全確保を最優先し、生徒の動向を把握しながら安全な場所に避難をさせる。
- ・不審者からできるだけ離れ、自分自身の安全を確保する。
- ・やむを得ず対応しなければならないときは、可能な限り複数のスタッフで協力をし、対応する。早めに110番通報をする。
- ・けが人ができたときには、応急処置をし、必要に応じ救急車の要請をする。
- ・保護者に迎えを要請し、生徒を保護者に引き渡す。